

北九州市の廃棄物処分場における産業廃棄物の受入れ制限について

令和6年4月22日

環境局施設課

1

1 廃棄物処分場 位置図



2

2 現状

(1) 本市の処分場で受け入れる不燃性廃棄物

一般廃棄物 処理責任：市町村
(約6万トン/年) ⇒市民が排出した家庭ごみなどを焼却工場で焼却した灰など

産業廃棄物 処理責任：排出者自身
(約12万トン/年) ⇒がれきや汚泥など、市内の中小企業が排出したもの

(2) 現行処分場（響灘西地区）

- ・平成10年10月に埋立を開始、当初の埋立期間は平成16年3月までの計画
- ・家庭ごみの減少や各種リサイクルの促進により埋立期間を延ばしてきたが、このままのペースで埋立した場合、**令和8年度末頃に満杯**

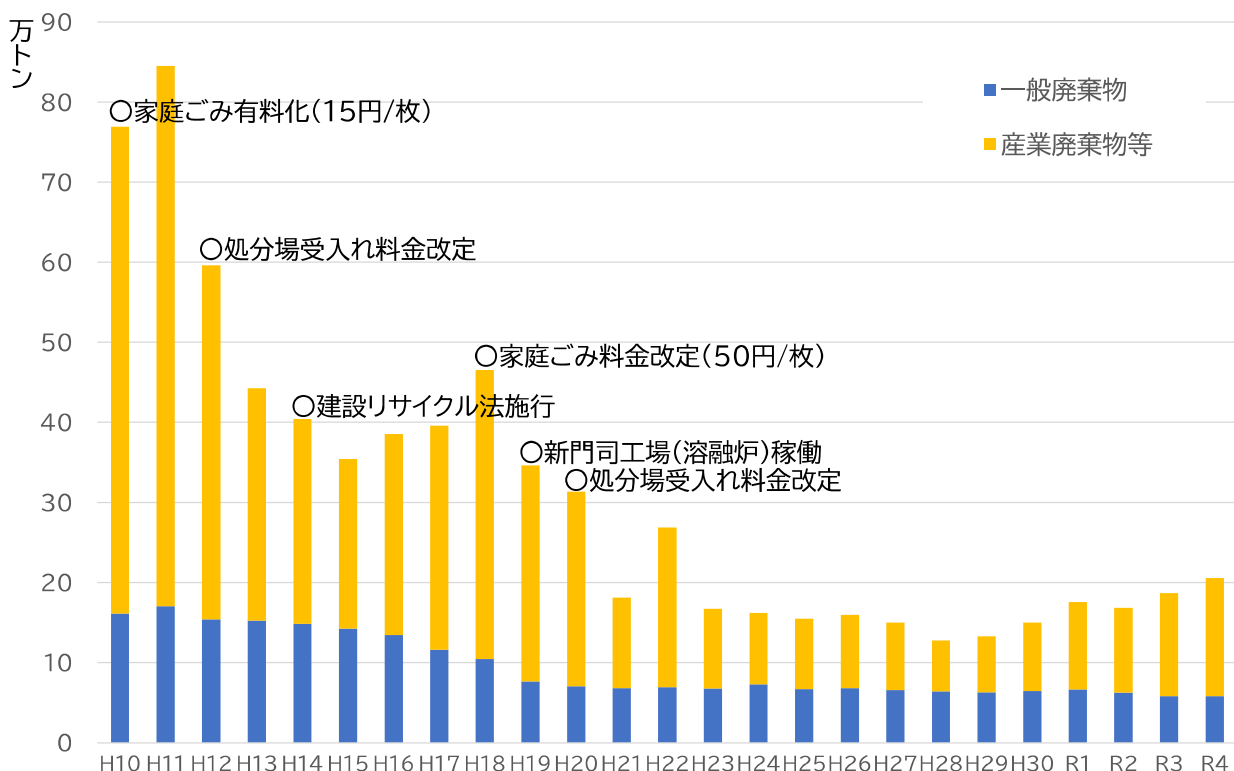
(3) 次期処分場（響灘東地区） ※現在、港湾空港局が護岸建設中

- ・物価の高騰、廃棄物処分場の「遮水工」の補強対策、その他風浪対策のため、事業費を増額 255億円→386億円（令和5年度公共事業評価）
- ・事業期間の延長 廃棄物処分場護岸は令和8年度完成 → **令和13年度完成**

現行の処分場を5年間延命しなければならない

3

3 近年の埋立実績



4

4 現行処分場の延命

(1) 延命対策

一般廃棄物 市民生活に影響を与えないよう、今後も受入れを継続。

産業廃棄物 **令和6年度から受入れを制限しなければ、一般廃棄物が処理できない。**

(2) 搬入事業者や業界団体の意見

- ・市の状況は理解した。これを機にリサイクルを検討する。
- ・令和6年度からの搬入停止は急すぎるので、猶予期間がほしい。
- ・他の処分場、特に隣接するひびき灘開発が運営する民間処分場へ搬入したい。

(3) 産業廃棄物の受入れ制限

■産業廃棄物の受入れ制限

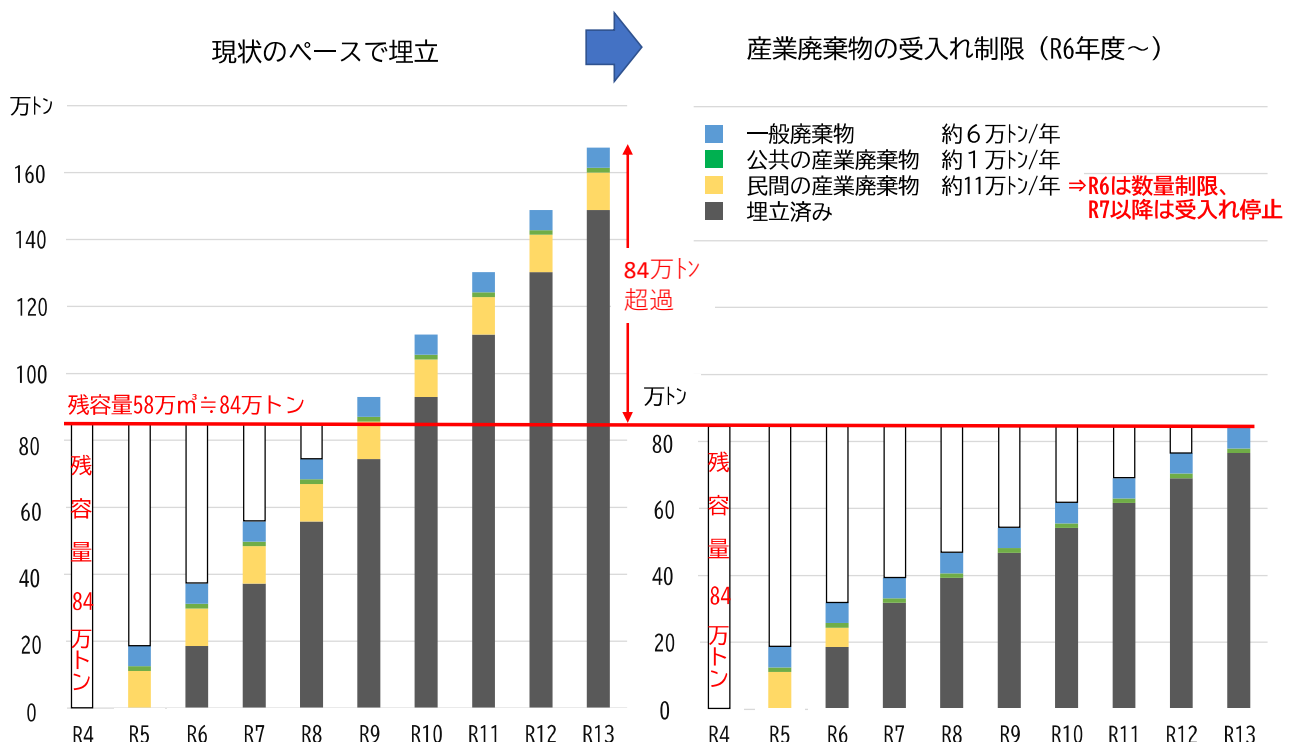
令和6年度 : 令和2~4年度の年間最大搬入量まで受入れを継続
 ただし、1社あたり5,000トンを上限とする
 令和7年度~ : 受入れ停止

■ひびき灘開発による受入れ

- ・次期処分場が完成する令和13年度末までの間、同社が現在受入れている廃棄物を受入れる。

5

5 現行処分場の残容量



6